

信用リスクに応じた保証・保険料率の導入に係る基金協会の保証料率の設定状況について

1. 信用基金の信用リスクに応じた保険料率設定を踏まえた基金協会の保証料率設定

- (1) 中期目標において、「借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める」こととされていることから、信用基金は、業務方法書を改正し、令和2年4月から農業近代化資金、公庫転貸資金及び農業経営改善促進資金（以下「ACRIS対象3資金」という。）を対象として、日本政策金融公庫の農業信用リスク情報サービス「ACRIS」により算定される信用リスク（以下「ACRISランク」という。）に応じて3段階の保険料率の適用を開始した。
- (2) 一方、新たな保険料率を踏まえた、基金協会の保証料率については、各領域の実情に即してなるべく早期に設定していただくこととなっていることから、各基金協会の農業資金に係る保証料率の設定状況について調査を行った。

2. 基金協会の保証料率設定の変更状況（令和2年7月時点）

調査の結果、各基金協会の保証料率の変更状況については、令和2年7月までに設定の変更を実施した協会が34協会、今後、令和3年4月までに変更を予定している協会が13協会となっており、令和3年4月までにすべての基金協会において変更されることとなっている。

<令和2年4月以降の保証料率設定の変更状況>

（単位：協会）

変更済	34
変更準備中・今後対応予定(令和3年4月までに 変更予定)	13
合計	47

3. 基金協会の保証料率設定の状況

- (1) 変更準備中の協会も含め、信用リスクに応じた保証料率を設定しているかどうかについてみると、ACRISランクに基づき保証料率を設定又は設定を検討している協

会は 42 協会 であり、このうち、信用基金が信用リスクに応じた保険料率の対象とした「ACRIS対象3資金」に限定して適用している協会は 33 協会、「ACRIS対象3資金以外の農業資金」にも適用している協会は 9 協会 であった。

< ACRISランクに基づき保証料率を設定している協会内訳 >

(単位：協会)

ACRISランクに基づき設定(検討中も含む)	42
ACRIS対象3資金に限定して適用(※)	33
ACRIS対象3資金以外の農業資金にも適用	9

※ 公庫転貸資金や農業経営改善促進資金を取り扱っていない県域があり、3資金のうち1資金でもACRISを導入している場合を含む。

(2) ACRISランクに基づき設定(設定検討中を含む。)をしている42協会のうち、信用基金の保険料率と同様に3段階で保証料率を適用している協会は 27 協会、従前どおり 2段階で保証料率を適用している協会は 12 協会 であった。

このように、およそ6割の基金協会において、保証料率体系を3段階に細分化して 農業者の信用リスクに応じて段階的に保証料率の設定がなされている。

< ACRISランクに基づき保証料率を設定している42協会の段階別内訳 >

(単位：協会)

3段階	27
2段階	12
検討中	3
合計	42

4. ACRIS対象3資金に係る保険料率の適用状況

なお、3段階で適用している信用基金の保険料率について、令和2年度のACRIS対象3資金に係る保険引受案件の段階別分布は以下のとおりとなっており、一番低位な保険料率の適用が大宗を占めている。

